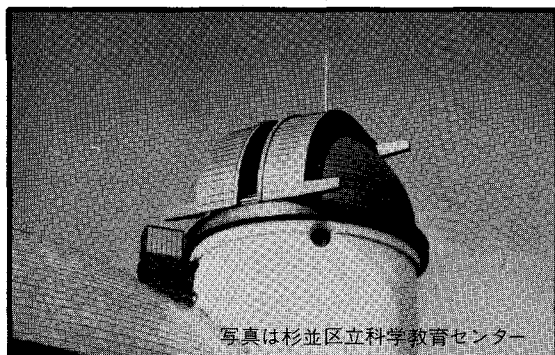


であった。また、読出し雑音は 400 個であった。(どちらとも、40 ピクセル分、積算した値に関して) (川上 肇)

### NGC 3169 銀河に出現した超新星

山形県河北町の岡崎清美氏は、1984 年 3 月 26 日 14 時 7 分から 14 時 17 分と、14 時 17.5 分から 14 時 27.5 分(世界時)に撮影した 2 枚のフィルム上で、「ろくぶんぎ座」の NGC 3169 銀河の中心から西へ約 1 分角の場所に光度約 15 等級の超新星を発見して、3 月 29 日に東京天文台へ通報してこられた。岡崎氏の通報と、ほとんど同時に IAU 天文電報局中央局より、オーストラリアのエバンスによる発見の通知が東京天文台に届いた。東京天文台では岡崎氏の発見を独立発見として IAU へ通知した。岡崎氏の使用機械は、口径 25 cm, F 3.4 のライトシュミットでフィルムはトライ X である。岡崎氏は、昨 1983 年 4 月 4 日に NGC 4753 銀河に出現した光度 13 等級の超新星発見に続いて 2 個目の超新星の発見である。なお、この超新星は IAU 回報によると、岡崎氏が 3 月 26.59 日、ソ連クリミヤ天文台のメトロワが 3 月 26.82、前記のエバンスが 3 月 29.5 日に、それぞれ独立に発見している。筆者が岡崎氏の発見時の原板から測定した位置は次の通りである。

$$\alpha = 10^{\text{h}}11^{\text{m}}35^{\text{s}}.39 \quad \delta = +3^{\circ}43'07''.7 \quad (1950.0) \\ (\text{香西洋樹})$$



写真は杉並区立科学教育センター

## ★営業 ASIBO 品目★ 天体望遠鏡と双眼鏡 ドームの設計と施工

▶主なドーム納入先◀

東京大学宇宙航空研究所/東京大学教養学部/東京学芸大学/埼玉大学/福島大学/川崎市青少年科学館/杉並区立科学教育センター/駿台学園高校(北軽井沢)/船橋市立高校/高知学園/土佐市公民館/刈谷市中央児童館等の他、日本全国に100余基の実績。

**アストロ**光学工業株式会社

東京都豊島区池袋本町2-38-15 ☎03(985)1321

## 日本学術会議会員の選出について

日本学術会議では、第 13 期以後の会員を選出するために、規則等の整備が行われています(月報 5 月号参照)。日本天文学会は、今後これに関係する情報を会員の皆様にお知らせしたいと思います。

今般、学術会議の第 93 回総会(4 月 25, 26, 27 日)で「学術研究団体の登録に関する規則」及び「推薦管理会規則」が決まりましたのでお知らせします。

### 学術研究団体の登録に関する規則

(学術研究団体)

第 1 条 日本学術会議法(昭和 23 年法律第 121 号。以下「法」という。)第 18 条第 1 項に規定する団体(以下「学術研究団体」という。)は、個人会員を主たる構成員とし、法第 10 条に規定する各部又は複数の部

に関連する研究の領域における学術研究の向上発達を図ることを目的とする団体とする。

(活動期間)

第 2 条 法第 18 条第 1 項第 2 号の規則で定める期間は、3 年とする。

(構成員数)

第 3 条 法第 18 条第 1 項第 3 号の規則で定める数は、別表の上欄に掲げる法第 10 条で規定する部ごとに、同表の下欄に掲げる数とする。

2 前項の別表の下欄に掲げる数は、個人会員である構成員(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する大学の大学院の学生以外の学生、生徒又はこれらに相当する者を除く。)の数とする。

(日本学術会議法よりの抜萃 第 18 条を最終頁に掲載しました。)

(活動状況に関する事項)

第4条 法第18条第1項第4号の活動状況に関する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 1) 構成員による学術研究の発表又は討論のための集会を年1回以上開催していること。
- 2) 学術研究論文(概要及び抄録を含む。)の発表のための刊行物(自然科学分野におけるものにあつては、査読制度又はこれに準ずる制度が設けられているものに限る。)を年1回以上発行していること又はこれに相当すると認められる団体の発表活動をしていること。
- 3) 運営及び活動に係る方針を決定する総会又はこれに準ずるものを年1回以上開催していること。

(構成に関する事項)

第5条 法第18条第1項第4号の構成に関する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 1) 構成員の資格を特定の地域内に居住し、又は勤務している者に限っていないこと。
- 2) 構成員の資格を特定の大学、学術研究機関その他

の団体に所属する者(かつてこれらに所属していた者を含む。)に限っていないこと。

- 3) 理事その他の役員が過半数が、大学若しくは学術研究機関(企業等の研究部門を含む。)に所属する科学者又は学術研究に従事する科学者によって占められていること。

(登録の申請)

第6条 法第18条第1項の規定による登録の申請をしようとする団体は法第22条の2に規定する会員推薦管理会(以下「推薦管理会」という。)の定める登録申請書を提出しなければならない。

- 2) 前項の申請は、法第22条の規定による推薦が行われる年ごとにその年の前年の6月30日までにしなければならない。
- 3) 登録学術研究団体が前項の申請をするときは、推薦管理会は、第5項各号に定める書面及び資料の一部につき、提出を免除することができる。
- 4) 第1項の登録申請書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1) 名称

天体観測雑誌

# 天文ガイド

●8月号 ●定価420円千80

ペルセウス座流星群観測  
最新測地学の成果報告

カスタムドブソニアン  
クラフト

流星写真に活用できる 液晶シャッター

ASA1600の作品集

●8月の星空 ●海外天文誌ダイジェスト  
●会報だより ●トピックス…ほか

特集カメラボデー天文用データシート

- 天体写真撮影には、どんなボデーが必要か?
- 35ミリ判から6×9まで約70機種を紹介

山に登って星を見る

- 山には望のよく見える暗い場所がいっぱいあります。山で写した天体写真は、撮影地ガイド。

STAR ISLAND

- 星を見に島へ行く。小笠原・サイパン・クアム

ガリレオ計画

- 1996年、いよいよ木星探査機が打ち上げられます

ハレー計画進行中

- ハレー観測のために、どんな予定がたてられているのか

アストロカメラを作る/吸引装置を作る/シュミットカメラの世界/アウトフォーカス

セタさまに発売

# STAR WATCHING

天文ガイド8月号臨増★定価580円

- 2) 目的
  - 3) 事務所の所在地
  - 4) 構成員の資格及び第5条各号に規定する構成に関する事項
  - 5) 代表者の氏名及び住所
  - 6) 活動期間及び第4条各号に規定する活動状況に関する事項
  - 7) 構成員総数及び第3条第2項に規定する構成員の数
  - 8) 法第18条第2項に規定する研究連絡委員会（複数あるときは、優先順位を付すること。）
- 5 第1項の登録申請書には、次の各号に掲げる書面及び資料を添付するものとする。
- 1) 定款、寄附行為、会則その他これらに準ずる書面
  - 2) 役員の名、住所、勤務機関、職名、職歴及び研究歴を記載した書面
  - 3) 最近3年間における第4条各号に掲げる活動状況及び会費の収入の内訳その他収支の状況を明らかにする資料
  - 4) 第4条第2号の査読制度又はこれに準ずる制度が設けられていることを明らかにする資料

(登録事項)

第7条 法第18条第3項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 1) 事務所の所在地
- 2) 構成員の資格及び第5条各号に規定する構成に関する事項
- 3) 代表者の氏名及び住所
- 4) 活動期間及び第4条各号に規定する活動状況に関する事項
- 5) 構成員総数及び第3条第2項に規定する構成員の数

(登録簿)

第8条 法第18条第3項の規定による登録は、推薦管理会が定める登録簿に登録して行うものとする。

- 2 登録簿は、法第22条の規定による推薦が行われるたびごとに作成するものとする。

(登録申請学術研究団体への通知)

第9条 推薦管理会は、当該登録申請を行った学術研究団体に対し、法第18条第3項の規定により、登録をしたときは書面をもって、又は登録をしないときは、理由を付した書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(変更の届出)

第10条 登録学術研究団体は、第6条第1項の規定により提出した登録申請書に記載した事項に変更があったときは、書面をもって、その旨を推薦管理会に届け出なければならない。ただし、同条第4項第7号に係る事項にあっては、第3条第1項に規定する要件を欠くに至った場合を除き、届出を要しないものとする。

(調査)

第11条 推薦管理会は、登録申請書に記載された事項に関して当該学術研究団体に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

(登録抹消の通知)

第12条 推薦管理会は、法第18条第4項の規定による登録の抹消をしたときは、当該学術研究団体に対し、理由を付した書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(異議の申出)

第13条 第9条の登録をされなかった学術研究団体又は前条の登録を抹消された学術研究団体は、第9条又は前条の規定による通知が到達した日の翌日から起算して20日以内に、推薦管理会に対し、理由を付した書面をもって、異議の申出をすることができる。

- 2 推薦管理会は、前項の異議の申出について、当該学術研究団体に説明又は資料の提出を求めることができる。
- 3 推薦管理会は、第1項の異議の申出についての審理に当たっては、日本学術会議の運営審議会又は当該学術研究団体の関連する部の意見を聴くものとする。
- 4 推薦管理会は、異議の申出があったときは速やかに決定を行い、当該学術研究団体に対し、第9条の例により通知しなければならない。
- 5 推薦管理会は、第9条の登録をされないことに対する異議の申出を理由があると認めるときは、当該異議の申出を行った学術研究団体を登録するものとする。
- 6 推薦管理会は、前条の登録の抹消に対する異議の申出を理由があると認めるときは、当該異議の申出を行った学術研究団体の登録を復活するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

部	構成員数
第1部 (文学, 哲学, 教育学・心理学・社会学, 史学)	100人
第2部 (法学, 政治学)	100人
第3部 (経済学, 商学・経営学)	100人
第4部 (理学)	300人
第5部 (工学)	500人
第6部 (農学)	200人
第7部 (医学, 歯学, 薬学)	500人

日本学術会議会員推薦管理会規則

(委員長等)

第1条 日本学術会議会員推薦管理会(以下「推薦管理会」という。)に、委員長1人及び日本学術会議法(昭和23年法律第121号)第10条に規定する部(以下「部」という。)の区分ごとに幹事1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって、これを定める。
- 3 幹事は、部の区分ごとに委員の互選によって、これを定める。
- 4 委員長は、推薦管理会の事務を掌理し、推薦管理会

賛助会員名簿

(1984年5月5日現在の本会賛助会員は下記のとおりであります。ここに社名、代表者名を掲載させて頂いて感謝の意を表します。(五十音順))

旭光学工業株式会社	松本徹	天文博物館	
朝日新聞社科学部	芝田鉄治	五島プラネタリウム	五島昇
アストロ光学工業株式会社	岩川毅	東京電力株式会社	平岩外四
岩波書店	緑川享	東北電力株式会社	玉川敏雄
宇宙開発事業団	山内正男	長瀬産業株式会社	
大阪市立電気科学館	笹川久史	コダック製品事業部	田川敏男
沖電気工業株式会社	妹尾厚	ナルミ商	村上俊隆
カールツァイス株式会社	ハインツ・シュミット	日本光学工業株式会社	小秋元隆輝
河出書房新社	清水勝	(社)日本測量協会	宮地政司
関東電気工業株式会社	関井忠夫	(財)日本地図センター	宮地政司
(株)教育社	高森圭介	日本通信機株式会社	川島穰
国際文献印刷社	笠井康弘	日本特殊光学	山田坂雄
啓文堂松本印刷	松本竹喬	富士通株式会社	
恒星社厚生閣	佐竹久男	システム統轄部	三次衛
恒藤光学研究所	五藤隆一	丸善株式会社	海老原熊雄
コロンビヤ貿易株式会社	飛田利一	三鷹光器株式会社	中村義一
金光教本部教庁	金光鑑太郎	三菱電機株式会社	
サンシャインプラネタリウム	宮垣喜代治	宇宙開発部	池本孝
誠文堂新光社	小川茂男	ミノルタカメラ株式会社	田嶋英雄
地人書館	中田威夫		

1984年4月の太陽黒点 (g, f) (東京天文台)

1	—, —	6	7, 47	11	3, 13	16	—, —	21	6, 46	26	8, 119
2	6, 112	7	6, 30	12	3, 22	17	5, 84	22	8, 37	27	7, 144
3	—, —	8	3, 13	13	1, 26	18	6, 85	23	5, 42	28	5, 201
4	4, 96	9	2, 5	14	1, 42	19	—, —	24	6, 54	29	5, 136
5	—, —	10	—, —	15	3, 29	20	7, 65	25	7, 100	30	—, —

(相対数月平均値: 84.1)

昭和59年6月20日	発行人	〒181 東京都三鷹市東京天文台内	社団法人 日本天文学会
印刷発行	印刷所	〒162 東京都新宿区早稲田鶴巻町251	啓文堂松本印刷
定価 450円	発行所	〒181 東京都三鷹市東京天文台内	社団法人 日本天文学会
		電話 三鷹 31局 (0422-31) 1359	振替口座 東京 6-13595

を代表する。

- 5 委員長に事故があるときは、委員長が幹事の中からあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 幹事は、部の区分に従い、推薦管理会の事務を分掌する。

(幹事会)

第2条 推薦管理会に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長及び幹事をもって組織する。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他推薦管理会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦管理会に諮って定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 日本学術会議選挙管理会規則(昭和27年日本学術会議規則第1号)は、廃止する。

日本学術会議法より抜萃

第18条 科学者により構成され、学術研究の向上発展を図ることを目的とする団体は、次に掲げる要件を備えるときは、規則で定めるところにより、日本学術会議に登録を申請することができる。

- 1) 名称、目的、事務所、構成員の資格及び代表者について定めがあること。
- 2) 学術研究の向上発展を図るための活動が引き続き3年以上で規則で定める期間を超えて行われていること。
- 3) 規則で定める数以上の科学者が構成員であること。
- 4) その他活動状況又は構成に関する事項で規則で定

めるもの。

- 2 前項の規定により登録を申請する場合には、同項の団体は、その目的とする学術研究の領域と関連する研究の領域の研究連絡委員会(規則で定めるものに限る。以下同じ。)を届け出なければならない。
- 3 日本学術会議は、登録を申請した第1項の団体が同項各号に掲げる要件を満たすものであるときは、その名称、目的、前項の規定による届出に係る研究連絡委員会(以下「関連研究連絡委員会」という。)その他規則で定める事項を登録するものとする。
- 4 日本学術会議は、前項の規定による登録を受けた第1項の団体(以下「登録学術研究団体」という。)が同項に規定する要件を欠くに至ったときは、その登録を抹消するものとする。

第22条の3 この章に定めるもののほか、会員の推薦及び会員推薦管理会に関して必要な事項は、規則でこれを定める。

◇ 7月の天文暦 ◇

日 時	記 事
3 8	月 最近
3 15	地 球 遠日点通過
6 6	上 弦
7 7	小 暑 (太陽黄経 105°)
13 11	望
14 13	土 星 留
16 11	冥王星 留
18 23	月 最遠
21 13	下 弦
23 1	大 暑 (太陽黄経 120°)
28 21	朔
30 21	月 最近

(今月は「私と天文学」はお休みさせていただきました。)

